

総合規制改革会議  
特区・官製市場WG資料

平成15年11月25日  
文部科学省

# 教育委員会制度の意義

## 教育行政における 中立性、安定性、継続性の確保

教育においては、その中立性の確保は極めて重要。

このため、教育行政の執行に当たっても、個人的な価値判断や特定の党派的、宗派的影響力から中立性を確保するとともに、安定性、継続性の確保を図るため、自治体の長からは独立した合議制の執行機関が行うことが必要。

## 教育における中立性の確保 に関する規定の例

### 教育基本法

#### 第8条第2項

「法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はそれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。」

#### 第9条第2項

「国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。」

### 義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法

特定の政党を支持させる等の教育の教唆及びせん動の禁止

教育委員会は、住民から選挙された自治体の長が、同じく住民から選挙された議会の同意を得て任命した、様々な分野の知識や経験をもつ委員により構成され、合議により意思決定を行う。

このため、住民の多様な意向を反映させながら地域に根ざした教育行政を展開していくことが一層可能となる。

## 地域住民の多様な意向の反映

創造的で人間性豊かな人材を育成するためには、教育委員会が生涯学習の推進をはじめ、教育、文化、スポーツの振興など幅広い分野にわたる教育行政を一体的に推進していくことが効果的。

## 生涯学習など 教育行政の一体的な推進

## 学校教育等の教育行政を担う全ての都道府県、市町村に教育委員会を設置

教育委員会は、教育行政における重要事項や基本方針を決定し、それに基づいて教育長が具体の事務を執行。

教育委員会は、月1~2回の定例会のほか、臨時会や非公式の協議会を開催。

教育関係予算は、首長が、教育委員会の意見を聞きつつ、地方公共団体全体の総合調整のもとで編成。

# 教育行政の中立性、安定性等を確保するための仕組み

## 首長から独立した執行機関

### 合議制

個人の価値判断に左右されることを防ぎ、地域住民の多様な意向を反映

### 委員の任命に議会の同意が必要

### 委員の身分保障

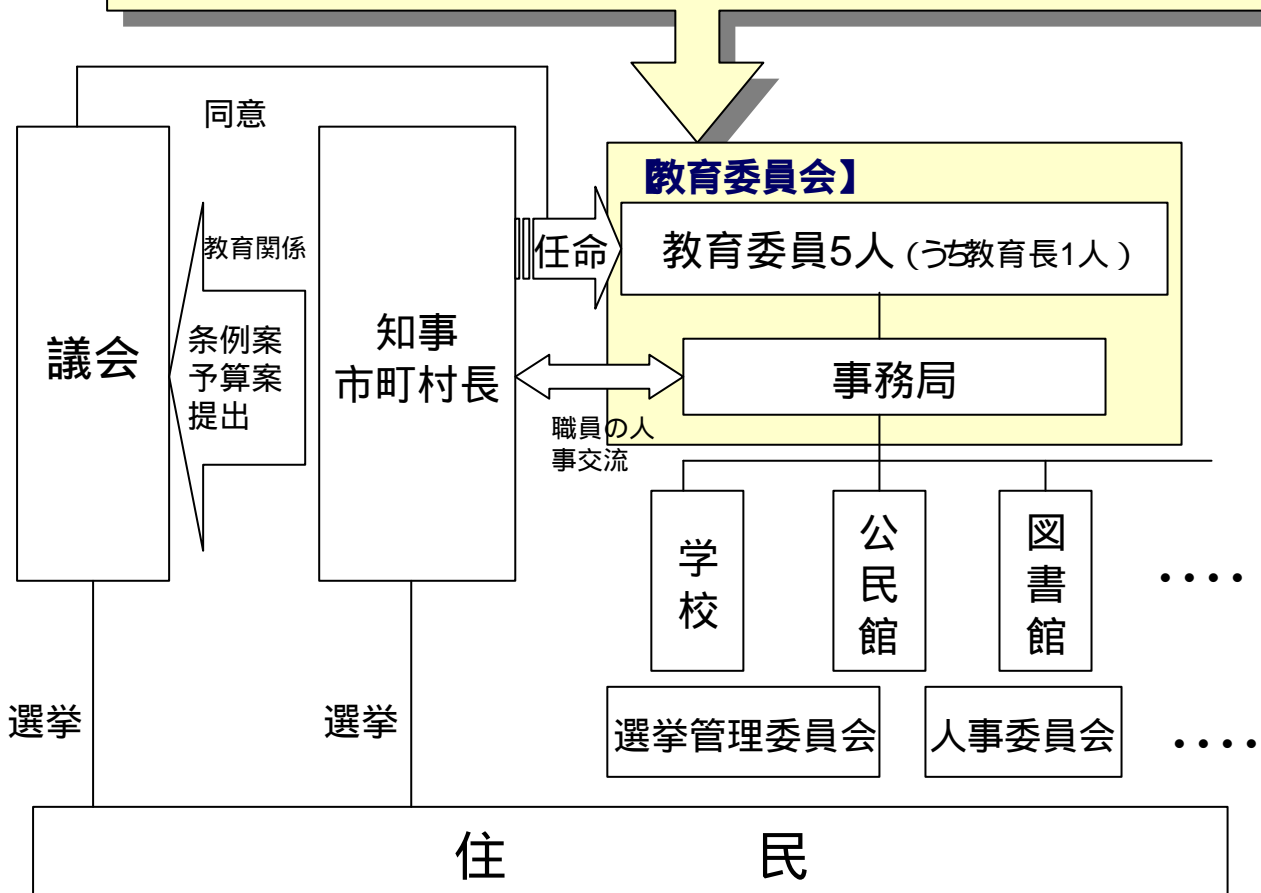
一定の事由がある場合を除き、失職 罷免されない。

### 委員の改任は毎年1名ないし2名ずつ

委員の改任により教育行政の方針が急激に変わることを防ぐ。

### 同一政党所属の委員が過半数を占めないような仕組み

### 委員の政治活動を禁止



# 教育委員会制度の歩みと改革

～ 教育行政の地方分権の流れ～

## 教育委員会制度創設 (昭和23年)

教育の地方分権

教育行政への民意の反映

全ての市町村に教育委員会を設置 (昭和27年)

## 教育委員公選制等見直し (昭和31年)

教育委員の公選制廃止 (任命制の導入)

教育委員会に党派的对立が持ち込まれる弊害を解消

教育長の任命承認制度の導入

教育長の任命にあたって、国や都道府県教委が承認

教育委員会による予算案 条例案の議会提案権の廃止

一般行政との調和

## 教育における「団体自治」を強化 (平成11年法改正)

教育長の任命承認制度の廃止

地方の責任による教育長の任命

指導等に関する規定の見直し

市町村立学校に関する都道府県の基準設定権の廃止

地方の主体性の尊重

## 教育における「住民自治」を強化 (平成13年法改正)

教育委員の構成の多様化

(委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮すること、保護者が含まれるよう努めることを規定。)

地域の多様な意向の反映

教育委員会会議の原則公開

教育行政の説明責任を果たす

教育行政に関する相談窓口の明示

地域の意見に的確に対応

教育委員会制度の改革方策について  
中央教育審議会でも検討、1年後を目途に結論

市町村合併の進展など地方行政体制の再編に併せて検討  
首長と教委の関係、学校と教委の関係の在り方 など

地方公共団体の責任の拡大 (地方分権)

地域の意向を反映した主体的な教育行政の推進

# 学校の権限の拡大

## 学校の権限

### 教育課程 (カリキュラム) の編成

指導要録の作成

入学、退学の許可、課程修了、卒業の認定

教職員の人事に関する意見具申

非常勤講師の人選

教職員の服務管理

学校施設の管理

## さらに学校の裁量権を拡大

### 教育委員会の関与縮減

学校管理規則を見直し、教育委員会の許可・承認等を縮減。

【各教育委員会の判断により、次の各事項に関する承認を不要とした】

- 教育課程の編成
- 長期休業期間の設定
- 2学期制の導入

### 学校予算の裁量拡大

校長裁量経費など学校の判断で執行できる予算を措置

【校長裁量経費の例 横浜市】

- 小学校 300万円、中学校 400万円
  - 高等学校 500万円等
- を配当し学校の判断で執行

### 教育課程の基準の大綱化 弾力化

学校が創意工夫を凝らした教育課程を編成できるよう、新しい学習指導要領では基準を大綱化・弾力化。  
(平成14年度～)

【具体例】

- 総合的な学習の時間
- 選択学習の拡大

### 教職員人事に校長の意見を反映

市町村教育委員会が都道府県教育委員会に内申を行う場合、校長からの意見の申出があったときには、その意見を添付するものとするよう法律を改正。(平成14年1月～)

【教育委員会の取組例】

校長の教育ビジョンを示し教員を公募する仕組みを導入(大阪府など)

# 教員人事について

義務教育にあつては、山間へき地を含めあらゆる地域において、教員としての資質能力を有する優れた人材を一定数確保し、教育水準を維持することが、**憲法上不可欠の要請**



このため、一定の規模と能力を有する都道府県が、教員人事を**計画的かつ広域的に行うことが必要**



各学校や地域の実情を考慮しながら、**計画的かつ広域的な人事**を行うことにより、

山間へき地の学校を含め各学校において、組織的機動的な学校運営のため、年齢や経験等**バランスのとれた教員構成**を実現可能

人事異動の中で、**教員個々のキャリアデベロップメント**も図ることが可能

〔 仮に一部の市町村や学校に人事権を認めた場合、それ以外の市町村や学校の教員の質や構成に不均衡が生じるおそれ 〕



現行の仕組みにおいても、都道府県教委が校長や市町村教委の意見を聞き、それを反映しながら、校長の方針のもと特色ある学校づくりを進める人事を行うようにしている